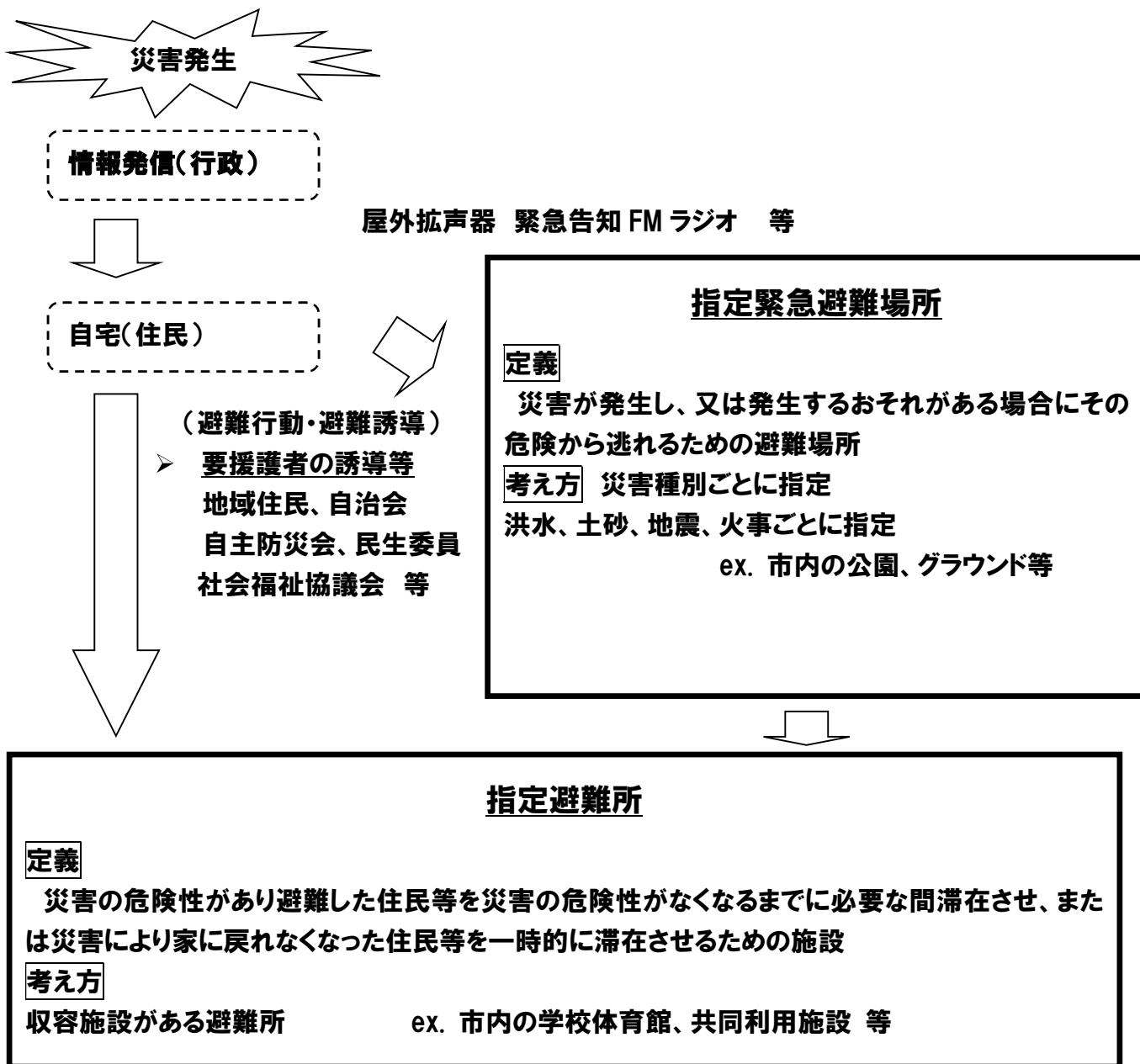


伊丹市避難所運営マニュアルは、市内で大規模な災害が発生し、避難所を開設しなければならない時に、伊丹市と避難住民が協力して円滑な避難所の運営を行うための手引書として活用することを目的としています。3つの基本方針に基づき、避難所開設・運営・撤収の流れをまとめています。

災害発生から避難所の開設にいたるまでの流れ



※開設について

避難所の開設は、災害の規模、状況等により施設などの被災程度は異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断したうえで使用します。

◎避難所運営の基本方針

○避難者同士がお互いの協働の精神に基づき、助け合い、自主的な避

難所運営をめざす

大規模な災害時には、行政による公的支援が行き届くまでに時間を要し、また行政の対応には限界があるため、住民一人一人の「自助」と地域の「共助」による取組が不可欠です。避難所は、原則的に市職員等、施設管理者等、避難者の三者が協力して開設・運営を行います。大規模な災害時には、避難者同士がお互いの協働の精神に基づき、助け合い、自主的な避難所運営をめざします。避難者同士が力を合わせ、自分たちで運営していく場所として取り組みます。

○要援護者に優しく、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり

避難者が互いに配慮し合い、関連死や病気の悪化を予防するよう努めます。また、要配慮者の視点を共有し、避難所内のレイアウトやトイレの使用等を考え、避難所運営を行います。避難所運営委員会に女性も参加するなど、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を行います。

○行政の役割

市の災害対策本部は、避難所と連携し、食料・物資などの供給計画を立て、その供給を行います。また、物資だけではなく、保健師等を派遣するなどの支援も行います。避難所では、実際に避難している被災者のほか、自宅に住めてもライフラインの途絶などの理由で日常生活ができない在宅避難者や、屋外で避難生活を送っている避難者に対しても食料・物資の供給などの支援を行います。

避難所運営マニュアルは避難所を開設・運営するときにどの時点で・何をするのか、何をどのようにするのかを示しています。

◎避難所開設から撤収までの流れ

30分
初動期

避難

2時間
初動期

避難所開設準備・開設【市職員等・施設管理者】

準備のための開錠 レイアウトづくり
受入準備（施設の安全確認・資機材物資確認・ライフラインの確認）
避難者への開設・受付開始

24時間
初動期

避難所運営【避難所運営委員会・市職員等】

避難所運営委員会の設置 避難所の状況報告 在宅避難者への対応
会議の開催 物資の調達・受入 要援護者への対応

72時間
初動期から
展開期へ

避難所の安定化【避難所運営委員会・市職員等】

ルールの確立 居場所づくり 生活支援 プライバシー確保対策
常用医薬品の確保 管理（衛生・食事・健康）の徹底
相談体制の確立 こころのケア 福祉避難所の開設（P44）

3週間
安定期から
撤収期へ

避難所統廃合【市職員等・避難所運営委員会】

避難所閉鎖に向けた調整【市職員等・避難所運営委員会】

避難所閉鎖

◆避難所開設から撤収までの動き◆

避難所を開設運営していく時、必要となるのは避難者と伊丹市相互の協力です。ここでは、避難者の方にごう動いてもらいたいとともに、伊丹市がどのような支援をしていくのかを記載しています。

初動期での避難所運営

重要 施設内の安全確認

市職員等、施設管理者等は施設内の安全とライフラインの確認をします。

避難所施設の解錠、避難スペースの指定

市職員等、施設管理者等は安全が確認できたら解錠し、避難・立入禁止スペース[※]等を指定します。[※]立入禁止スペース…保健室、管理スペースとしての校長室・職員室・化学薬品がある特別教室等

外部への連絡手段確保、本部へ連絡

市職員等は、施設管理者等と協力して連絡手段を確保し、災害対策本部に対し避難所の状況を報告します。

避難者の受け入れ

市職員等は、受付で避難者カード(世帯・個人)を配布後、地区単位を設定し、避難者を受け入れます。[※]就寝スペースは、1人3㎡以上をベースとする。

名簿登録、避難者の取りまとめ

市職員等は、避難者に避難者カード(世帯・個人)の記入を促し、避難者の集計を行います。

食料等の管理、配給

市職員等は、食料、水の状態を管理し、避難者に配給を行います。また、必要に応じ、災害対策本部へ必要な物資等の要請を行います。

負傷者等の対応

市職員等は避難者に負傷者が多いとき、災害対策本部に医師等の手配を要請します。

展開期での避難所運営

災害発生から72時間が経過後の避難所運営は、避難者が主体となった避難所運営委員会が行います。この委員会の中で、具体的な業務をしていきます。

各活動班の主な活動内容

●避難所運営委員会の構成例

会長……………避難所運営委員会を代表し、会務を総括する。

副会長……………会長を補佐し、必要があればその職務を代行する。

事務局長（総務班長）…事務局を総括し、避難所運営委員会の庶務等を行う。

各活動班長……………班を総括する。

総務班……………委員会の事務局、避難所の管理など

連絡広報班……………情報収集、情報発信、避難所内の情報伝達

施設管理班……………避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯など

食料・物資班……………食料・物資の調達、食料・物資の管理・配布など

救護班……………医療活動、介護活動(要援護者への支援)など

環境衛生班……………避難所衛生環境の管理など(トイレ、ごみ、風呂、掃除、衛生管理等)

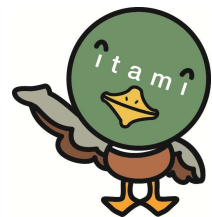
市職員等……………避難所の開設、運営を実施

施設管理者……………避難所運営の協力

避難所運営委員会に女性も参加するように配慮します。

●避難所運営委員会の役割におけるチェックポイント！！

- 情報の掲示(情報が平等に行きわたるよう「見える化」を行う)
- トイレの利用と水分補給(トイレの利用がしづらいことによる水分補給の不足を防ぐ)
- 健康管理(長時間の避難生活による身体への配慮等)
- プライバシーと見守り(女性の更衣室等の確保、声かけや見守り等の実施)
- ペットと衛生管理(ペット専用のスペース等の配慮)
- 子どもの居場所づくり(思いっきり声を出す、体を動かす等の居場所づくりによるストレス軽減)
- 外国人への対応(言葉の壁による情報伝達に対する弊害の軽減)
- 在宅被災者・帰宅困難者への対応(情報提供等の実施)



伊丹市マスコット
「たみまる」

➤ 福祉避難室・福祉避難所について

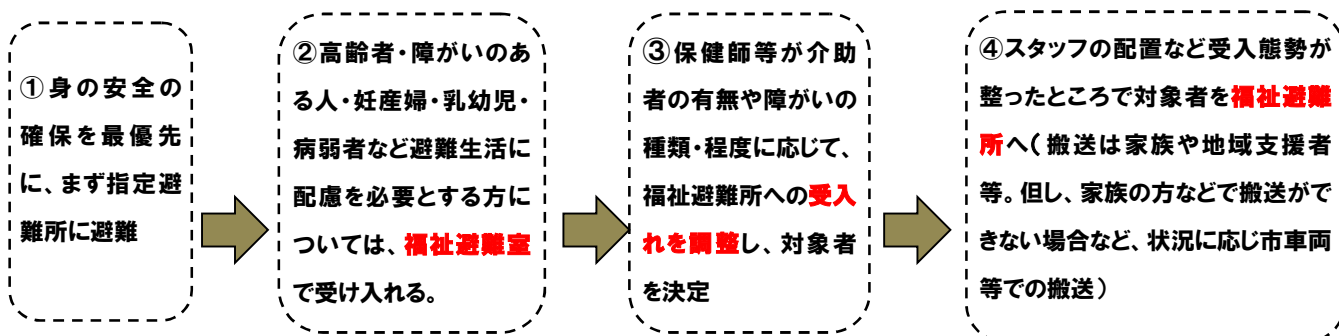
考え方

- (1) 福祉避難室とは、大規模災害の場合にすべての要配慮者への対応は困難になることから、一般の避難所内において、保健室、和室、育児室、授乳室等を要配慮者に対する福祉避難室として設けるものです。
- (2) 福祉避難所とは、必要に応じて開設される二次的避難所です。一般の避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。

対象

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活で配慮を要する方

○避難の流れ(避難所～福祉避難室～福祉避難所)



安定期から撤収期での避難所運営

安定期(3週間目以降)では運営体制の見直しを図り、相談体制の確立、こころのケアなどを図るとともに、避難者の自立へ向けた取組にあわせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

避難所生活が長期化した場合……

- ・避難所での生活が長期化した場合は、災害対策本部と相談し、ついでにスペース配分の見直しなどをします。
- ・長期化に伴って備品の増加が考えられ、スペース配分が不均衡になる場合も起こることから、可能な限り、収容人数に合わせた部屋の配分を家族単位に構成する方向が望まれます。

○避難所統廃合

避難所を閉鎖することが決定した場合は、避難者に対し、連絡事項を周知します。

新型コロナウイルス感染予防対策編

～3つの密(密閉・密集・密接)を避けた避難所運営に向けて～

対策の目標

- 【1】避難所で集団感染(クラスター)を発生させないことです。
- 【2】避難所での感染を恐れて避難行動・安全確保行動をとらず、犠牲になることを防ぐことです。

○初動期前(災害発生前)

1 感染症対策を考慮した収容人員の確認

- ・世帯ごとの間隔：身体的距離(できるだけ2m(最低1m))を確保します。
- ・避難所一人あたりの居住面積：3㎡以上(身体的距離を想定した場合は、避難所スペースは、約2倍を要します。)
- ・十分な身体的距離(できるだけ2m(最低1m))を確保できない場合、従来面積(1人あたり3㎡以上)を確保のうえ、飛沫感染防止のため、世帯ごとに避難所用間仕切り等を設置します。

2 十分な避難所数の確保

- ・指定避難所となっていない公共施設の避難所使用、企業の福利厚生施設(体育館等)の活用、ホテル等を避難所として活用します。
- ・指定避難所以外の施設を避難所として使用する場合は支援体制を構築します。
- ・在宅避難や親戚・友人宅避難等の分散避難を推奨します。

3 体調不良者(発熱・咳)等を分離した別室の専用スペース等の確保

- ・一般避難スペースと分離した別室の専用スペース等を確保します。
- ※別室の専用スペース等が確保できない場合には、区画し、一般避難者と動線が交わらないレイアウトにします。

4 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液)、マスク、ゴム手袋(ディスポーザブル)、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、レインコート、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、ビニールカーテン、ブルーシート、仮設トイレ、清掃用具一式 など

5 適切な避難所運営を行うための体制の構築

- ・防災部局だけでなく、福祉部局や教育部局をはじめ全庁をあげた避難所運営体制を構築します。
- ・管轄保健所と連携します。（一般避難所とは別の避難先、移送方法、役割分担・手順等）
- ・災害時要援護者の感染防止のため、配慮します。
- ・避難所運営職員への事前研修・教育を実施します。

6 市民への事前周知

- ・指定避難所以外の在宅避難、親戚や知人宅などへの避難の検討をします。
- ・避難時にマスク、体温計、携帯用消毒液等必要な物資を持参します。
- ・避難所の自主運営を促進します。
- ・ハザードマップを活用します。
- ・マイ避難カードの作成を推進します。（ハザードマップ等の確認、「逃げ時」や「避難先」の事前設定）

○紙版のハザードマップは市危機管理室窓口（防災センター東館）で配布



○web版のハザードマップは、市ホームページ（トップ画面）の「ハザードマップ」から閲覧可能

web 版伊丹市防災マップ

災害から選ぶ

ご確認されたい災害をお選びください



内水に関するマップ



洪水に関するマップ

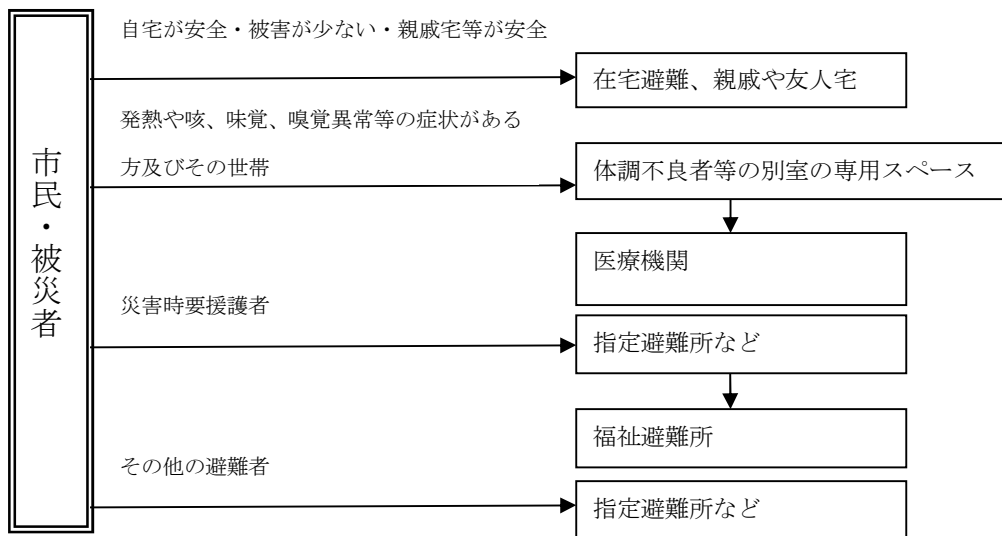


土砂災害に関するマップ

○初動期（避難）

1 適切な避難先の提示

・災害時に発熱等の症状がある人など各人の状態に応じた適切な避難先への案内・誘導



2 避難情報発令時の留意事項

・避難所以外の選択肢を示し、マスク着用の徹底を促します。

【発令文例】

伊丹市災害対策本部からお知らせします。○川○地点での水位が氾濫危険水位○mに到達しましたので、○地区に対し午後○時に「避難勧告 レベル4」を発令しました。直ちに指定された避難所へ避難してください。

ただし、激しい雨や増水などにより、避難経路など屋外の状況が危険な場合は、近隣の安全と思われる建物、もしくは、自宅の2階に避難して下さい。

避難所に避難する際は、食料等のご持参や、感染症対策のためマスクの着用をお願いします。

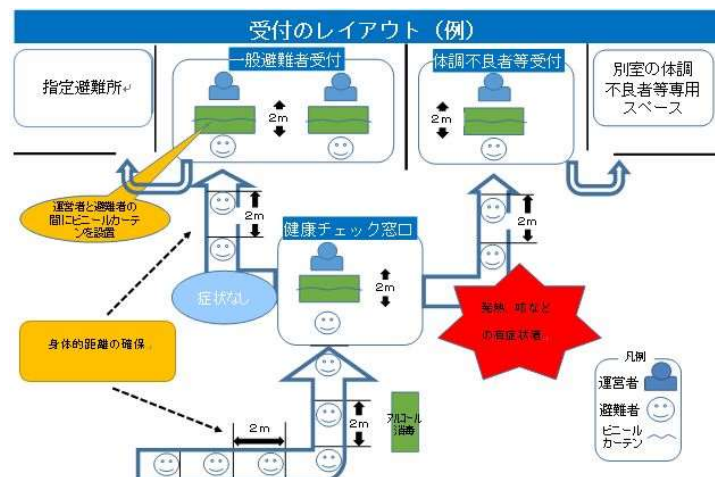
○初動期～展開期・安定期（避難所開設・受入れ・運営）

1 開設

- ・運営スタッフの健康チェックを実施します。
- ・レイアウト、消毒液等を配置します。
- ・ホームページ等の情報発信手段を活用し、避難所開設情報等を市民へ周知します。

2 避難者の受け入れ

- ・避難者受付の前に「健康チェック窓口」を設置します。



○避難所入所時の健康状態の聞き取りに関する事項

避難所入所時の健康状態の聞き取り項目	
<input type="checkbox"/>	発熱がありますか？（ 日前から 度程度）
<input type="checkbox"/>	強いたるさがありますか？
<input type="checkbox"/>	息苦しさ、咳、痰、のどの痛みがありますか？
<input type="checkbox"/>	においや味を感じにくいですか？
<input type="checkbox"/>	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか？

3 避難所運営

- ・手洗い、うがい等基本的な感染症対策を徹底します。
- ・十分な換気を励行します。
(2方向の窓を開け、換気を実施する、換気装置等の活用)
- ・定期的な健康チェックを実施します。
- ・トイレなどの共有部分の清掃・消毒を徹底します。
- ・発熱、咳などの症状者の分離、状況に応じて保健所に連絡し、指示に従います。

4 指定避難所以外の避難者の把握

- ・災害発生後において在宅避難など指定避難所以外で避難している被災者の把握に努めます。

○撤収期（避難所解消）

- ・避難者退去後に避難スペースを清掃します。
- ・備品やドアノブ等共用部分のアルコール消毒を実施します。